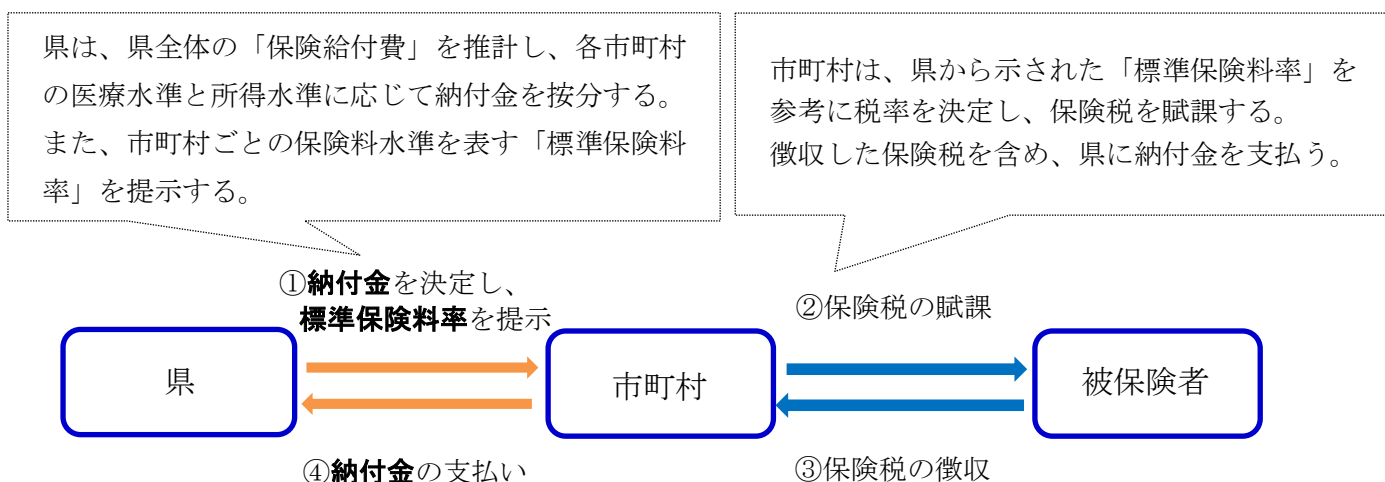


令和4年度の国民健康保険税について

1 国民健康保険制度の納付金（標準保険料率）と保険税の賦課・徴収の流れ



⇒令和4年度の県全体の納付金の算定では、保険給付費の増額により、1人当たり納付金が大幅に上昇する見込みとなったため、本来、累積額の3分の2を上限としている決算剰余金の活用を「全額」とし、納付金の上昇を抑制している（令和3年度：約51億円、令和4年度：約84億円）。これにより、県の1人当たり納付金額は、144,816円となり、令和3年度の136,206円と比較して8,610円の増（伸び率106.32%）に抑えられている（令和2年度は1,107円の減）。

⇒なお、市町村の保険給付費（医療費の保険者負担分）は、県から普通交付金として全額交付される。

2 令和4年度の納付金について

(1) 本市の納付金の前年度比較

（単位：円）

区分	令和3年度	令和4年度	増減
医療給付費分	780,751,872	801,785,288	+21,033,416
後期高齢者支援金分	283,628,539	279,636,428	△3,992,111
介護納付金分	112,528,992	114,103,256	+1,574,264
計	1,176,909,403	1,195,524,972	+18,615,569

⇒本市の令和4年度の納付金は、令和3年度に比べ、約1,800万円の増となっている。増の理由は、県全体の納付金の上昇によるもの。

(2) 本市の一人当たり納付金の推移

令和2年度（本算定）129,146円（45位） 対前年度 △10,785円（92.29%）
 令和3年度（本算定）126,724円（50位） 対前年度 △2,422円（98.12%）
 令和4年度（本算定）134,602円（51位） 対前年度 +7,878円（106.22%）

○各市町村一人当たりの納付金額等の県内順位 参考1のとおり

⇒本市の「一人当たり納付金」は54市町村中51位と低くなっている。理由は、参考1、表中の年齢調整医療費指数（表1番左）及び一人当たり所得金額（表左から2番目）が共に低いことによる。

3 令和4年度の標準保険料率について（現行の税率と標準保険料率との比較）

区分	所得割	均等割	平等割
現行の税率①	10.10%	43,100円	28,300円
標準保険料率②	10.70%	47,580円	29,309円
増減 ②-①	+0.6ポイント	+4,480円	+1,009円

⇒県が示した標準保険料率に合わせるには、この差を補う税率改正が本来、必要となる。

4 令和4年度の国民健康保険税の税率について

令和4年度の税率は、標準保険料率に合わせ増額する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響による景気や雇用の回復が十分でないことを考慮し、繰越金の活用により、前年度に引き続き税率を据え置く。

（算定条件）：①の収納率：94.75%（標準保険料率の収納率）

②の収納率：91.68%（本市の過去2か年（R1、R2）の平均）

被保険者数：8,880人 世帯数：5,965世帯

（単位：円）

区分	集めるべき税額①	収納見込額②	不足額 ②-①
医療給付費分	657,819,711円	630,619,666円	△27,200,045円
後期高齢者支援金分	248,463,985円	227,178,331円	△21,285,654円
介護納付金分	103,495,766円	79,305,017円	△24,190,749円
計	1,009,779,462円	937,103,014円	△72,676,448円

① 「集めるべき税額」は、標準保険料率の税率及び収納率94.75%で県が算定したもの。

② 「収納見込額」は、実際に集まる収納見込額で、据え置きのため、現行の税率で算定している。

なお、本市の収納率は、約91.68%で、標準保険料率の収納率94.75%と乖離しているため、税率の据え置き分と収納率の差による収納不足額は、7,200万円程度となる。

⇒この不足額分を補うため、繰越金を活用する。（一人当たり繰越金活用額は、8,184円）

5 今後の繰越金の活用について

（単位：千円）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
繰越金	181,299	222,301	198,799(見込)	126,123(見込)	91,123(見込)
活用額	65,489	51,270	72,676	35,000(見込)	35,000(見込)
税率改正	増額(4%)	据置	据置(案)	増額(予定)	増額(予定)

※令和2年度、令和3年度の繰越金は決算額。令和4年度以降は見込額。

令和4年度の繰越金の活用額は、不足額の72,676千円を計上している。

⇒令和5年度以降は、標準保険料率と繰越金の状況を見ながら、税率改正及び繰越金の活用額を検討する。